

産業生活常任委員会

(令和3年1月25日)

○ 三木 隆委員長

こんにちは。ちょっと時間早いですけど、皆さん、おそろいですので、産業生活常任委員会を開会いたします。

本日は、まず、1番目が市立四日市病院からの報告と、2番目として市民文化部、客引き行為等の防止について、3番目として、その他として所管事務調査報告書案についてを取り扱ってまいります。

それでは、市立四日市病院から、事務長からご挨拶を願います。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

市立四日市病院でございます。本日はお時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

まず、新年以降、当院におきまして、職員の新型コロナウイルス感染が判明をした事例が幾つかございまして、議員の皆様には大変ご心配をおかけしておるところでございます。

本日、昨日に引き続いてになるんですが、看護師2名の感染が確認されたところございまして、ご案内をさせていただいているところでございます。これに関しましてですけども、この2人の看護師の接触者につきまして、昨夜から本日にかけて調査及び検査のほうを順次進めてまいっておるところでございます。そうした中で、現在、精査中ということで、発表の段階には至っておりませんが、少なくとも現時点で6人程度、数名の陽性の反応を示しているというところで、現在、精査中でございます。詳細につきましては、明日、また改めてご案内をさせていただくことになるかと思っております。本当にご心配をおかけしまして、申し訳ございません。

診療につきましては、メールのほうでのご案内させていただきましたように、該当病棟につきましては入院の停止等の措置を取っておりますが、外来、それからERにつきましては、陰性確認がされた、あるいは、感染のリスク、危険性がないという、そういったスタッフのほうで通常どおりの診察を続けさせていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

本日でございますけれども、医療行為に係る示談事案における賠償金の支出ということで報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

報告書は、会議用システム内のフォルダー08休会中（12月～2月）、06産業生活常任委員会、その中に入っておりますので、開けてください。

インターネット中継のほうをよろしくお願いします。

それでは、示談事案における賠償金の支出についての報告、説明をお願いいたします。

○ 西山医事課長

医事課長、西山からご説明申し上げます。

資料の3ページ、001市立四日市病院報告資料、3ページをご覧くださいませでしょうか。

ご報告申し上げます案件は、（2）事案の概要のほうをご覧くださいたく思います。人工骨頭置換術を受けた後に疼痛が生じ、再手術を受けることとなったことに伴う賠償金の支出でございます。発生年月は、平成29年4月、30代の女性についてです。

事案の概要ですが、股関節のところと、あと、太ももの関節の頭の部分を人口骨に取り替えて、置き換えた手術でございましたけれども、手術が終わった後でも股関節の痛みが生じて、他院による再手術が必要と判断されて、その手術を受けられました。その後の結果については問題がなかったというふうに承知しております。

示談内容といたしましては、結果として痛み等の不具合を生じたことにより、長期間の苦痛と不安を与えてしまったことと、再手術施行という結果を招いてしまったことに対して賠償金を支払うものです。賠償金額としては230万円で、この賠償金については全額、病院賠償責任保険から補填されます。

以上、報告でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言ください。

○ 小川政人委員

平成29年、今、令和3年、4年近くかかっておるな。もっと早く処理できやんの。

○ 西山医事課長

術後の疼痛というものは、この手術では一般的にあり得るもので、やはり骨と関節の部分でございますもので、なじむのに時間がかかる。それと、あと、他病院においても、術後すぐの診断というのは難しい部分もございまして、やはり一定期間、診断から手術までの期間、それと、当然、その手術が終わった後でも一定、症状が固定しないことには、やはりこの賠償金の支払いについての示談というものも時間的なものもかかりますもので、それで年数がかかったというふうなことでございます。

○ 小川政人委員

再手術をよその病院で受けたとか、再手術が必要とされた診断は、いつ起こったんのや。

○ 三木 隆委員長

どなたか。

○ 西山医事課長

退院後、他院において再手術が必要とされる診断までは約1年8か月かかっております。

○ 小川政人委員

平成31年か。

○ 西山医事課長

はい。それと、他院で手術した後もリハビリテーション等が必要なことだと推測されます。

以上です。

○ 小川政人委員

これ、俺の記憶間違いだったら、ごめんな。たしか森さんがこんな話を、森議員がもう2年も前にしておったと思うんやけど、2年ちょっと前。違うかな。違うなら違うと言ってくれ。

○ 西山医事課長

この件につきましては、患者さん並び相手の弁護人と協議を行ってきたことですので、というふうに認識しております。

○ 小川政人委員

弁護人は分かるけど、弁護人の前に何とか片づけようとか、そんなのがあるやん。例えば、俺が相談を受けたときに、これ、何とかせいさという話をするけど、あんた方、最終、弁護士まで行かな、なかなか解決せえへんけど。

○ 西山医事課長

基本的に当事者並びに相手方が選任された弁護士と協議を行っております。

○ 小川政人委員

それは分かっているんやけど、最後はな。その前にそういう話はなかったかと聞いているんだ。

○ 西山医事課長

私は承知しておりません。

○ 小川政人委員

よし。後であったら、承知せえへんぞ。

以上。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑は。

○ 太田紀子委員

これ、他院のAを受診したところとなっていますけれども、手術して、その後って、リハビリやそういうのもあるし、診察もありますよね。そのときに痛いとか、そういう訴え

ってなかったんですか。

○ 西山医事課長

当院、手術後、通院並びにリハビリもありまして、先ほど申しあげましたように、術後の疼痛というのが患者さんによって引いていくというとおかしいですけれども、なじんでくるまでの期間というのは、やはり痛みが伴うものですので、当然、その間は痛みの訴えはあったというふう聞いております。

○ 太田紀子委員

だけど、もしこの女性の方が信頼していたら、最終的にまでおたくで、市立病院で手術してもらったんやでという感じでなると思うんやけど、結局、その痛みが全然取れない、どうにもならないから、ほかの病院を受診されたという、結果的にそういうことじゃないんですか。

○ 西山医事課長

結果的にそのようなことは推測されますけれども、やはり患者さんと医師の信頼関係の問題、それから、患者さんがどのような選択的意味を持って他院を受診されたかということまでは、ちょっと推察し難いところでございます。

○ 太田紀子委員

お医者さんと信頼関係と言われましたけど、病院に対する信頼関係でもあると思うんですよね。それがきちっとしていたら、わざわざこの女性の方もほかの病院に行って、また、ほかのまた病院で再手術ということに結果的にならなかったんじゃないかなと。もう少し患者さんの痛みとか、そういうことに対して真摯に向き合うということが必要だったんじゃないかなと思うと、何か残念な事案であると思います。意見で結構です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

賠償金の230万円ですけど、これ、慰謝料なんですかね。それとも、例えば、治療費であったりとか、再手術費であったりとか、入院費であったりとか、この230万、保険会社と合意したところというのは理解するんですけど、大まかなところ、大体は、これ、どういうふうな構成になっているのかだけちょっと確認したい。

○ 西山医事課長

この金額につきましては、代理人同士の決定ということで、いわゆる慰謝料、賠償金というふうな明細についての総額での交渉であったというふうに聞いております。

○ 中川雅晶委員

示談金なのでという、示談した金額ですよという回答ですけど、通常、お互い、裁判外で示談交渉をする場合には、過失というわけではないですけど、例えば、どういう割合であったりとか、どれをどれだけ、例えば、パーセントで持つとかという、そこまで開示はなかなかできないという、双方で話し合っ、示談書を多分取り交わされているので、それ以後は一切、異議申立てをお互いにしないということで合意されているという理解しかないんですかね。分かりました。すみません。

○ 三木 隆委員長

他にご質問があれば。ありませんか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

すみません。先ほど小川委員さんのご質問に関しまして、ちょっと私のほうから一言申し上げさせていただきたいと思います。

まず、示談まで時間がかかったというところ、先ほど医事課長から説明のほうをさせていただいたようなところがございますけれども、相手方の患者さんとは、他院におきまして再手術が終了いたしまして、症状固定となった令和元年の8月頃から示談交渉に入ったところがございます。

そうした中で、相手方、患者様のほうが弁護士を立てていらっしゃったということを受けまして、当院といたしましても弁護人を選任いたしまして交渉をさせていただいた結果、先ほど中川委員さんのほうからもご質問ありましたような、この金額で示談が成立したと、

そういった経緯でございます。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑は。

○ 諸岡 覚委員

このお金は、全額保険から下りるということだけれども、今って、年間で保険料というのは幾らぐらい払っておるの、ちなみに。恐らく何千万単位で払っておるのかなという気はするんやけれども。私はあまり保険のこと、知りませんが、でも車の保険なんかやと、使うと等級が下がるのか。来年、また高くなったりするやないですか。ちなみにこの等級というのがあるのかどうか知りませんが、そういうものが、どれぐらいの推移で上がっているとか、今、どれぐらいのランクにあったとか、そういうのもちょっと教えてもらえませんか。

○ 三木 隆委員長

資料はありますか。

○ 諸岡 覚委員

等級はないのかな。車と違うのでないか。

(「等級ではない」と呼ぶ者あり)

○ 諸岡 覚委員

等級ではない。

○ 稲垣総務課長

申し訳ない、ちょっと資料を持ち合わせて……。

○ 諸岡 覚委員

正確じゃなくて、ざっくりでいいです。大体幾らぐらいの感覚でもいいんですけど。

100万ぐらいなのか、1000万ぐらいなのか、どれぐらいなのかって、ざっくり感でもええんですけど。

○ 稲垣総務課長

1000万単位の……。

○ 諸岡 覚委員

1000万単位。

○ 三木 隆委員長

一遍、資料をまた出してもらったら。

○ 諸岡 覚委員

調べれば出るんやろうけど、今、ちょっと手元に資料がないので、感覚的に教えてもらいたかっただけなので。

○ 稲垣総務課長

すみません、100万とか、そんな単位では。何千万という単位。

○ 諸岡 覚委員

数千万単位なんですね。

○ 小川政人委員

もう一つだけ。

これ、医療事故になっているのか。

○ 西山医事課長

令和元年8月20日開催の医療安全管理委員会で、レベル3bと決定されております。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑は。
よろしいですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご審議もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。
理事者の皆さんはご退席ください。お疲れさまでした。
それでは、所管事務調査として、客引き行為等の防止についてを取り扱ってまいります。
まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

12月議会におきまして、客引き行為等の防止に関する条例の一部改正を議決いただきまして、今年の4月1日より施行をいたしたいと考えておりますが、本日のご意見を賜りまして、規制の効果を最大限に高められるよう努めてまいりたいと考えております。本日はよろしくお願いを申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。
それでは、説明をお願いいたします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課の宮原と申します。よろしくお願いたします。

客引き行為等の防止に関する条例の一部改正につきまして、資料のご説明をいたします。
タブレットの08休会中（12月～2月）、06産業生活常任委員会、002市民文化部所管事務調査資料の2ページをご覧ください。

まず、概要についてでございますが、客引き行為等につきましては、三重県条例の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為などの防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例、

四日市市客引き行為等の防止に関する条例で規制をされておりますが、いずれの条例でも規制対象となっていない居酒屋などの客引きが増加し、こうした状況を改善するため、昨年12月の条例の一部改正につきまして、市議会において可決いただいたところでございます。

4月1日の条例施行に向けて、地域住民、南警察署との連携の上、飲食店等を対象に周知啓発を行っていきたいと考えております。

去る1月15日には周知啓発活動を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期の決定をいたしましたところでございます。次は、2月の19日金曜日に改めて実施したいと考えているところでございます。

なお、本日の資料、3から4ページにありますチラシを、客引き行為等適正化指導員から客引き行為を行っている者に対して配付を行ったり、諏訪栄町、西新地地区防犯協議会を通じて、関係者、対象者への配付周知をお願いしているところでございます。

条例施行後は、新たに規制対象となった業種などの客引きに対して積極的な指導を行っていきたいと考えております。

これまでの経緯につきましては、2に記載のとおりでございます。

3の改正のポイントについてでございますが、現在の市条例では、県条例で規制されていませんキャバクラ、ホストクラブなどの誘引及び客待ち、異性による通常マッサージの客引き及び客待ちを規制しているところでございます。

4月以降は、これらに加え、現行の客待ち行為の禁止区域において、午後6時から翌午前0時の間、全ての業種について規制を行います。また、新たに追加した規制につきましては、従来の科料ではなく、過料を罰則といたします。

今後の取組といたしましては、規制対象が拡大することから、地域住民の皆様や警察との連携の強化を図り、環境の改善に努めていきたいと考えております。

また、令和3年度の当初予算におきまして、旧スターアイランド付近に客引き行為等の防止を目的とした防犯カメラの設置に係る予算要求を行ってございまして、予算案をご可決いただいた際には、指導員の稼働時間外など、監視にも生かしていきたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご意見、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言ください。

○ 樋口龍馬委員

動かしてみないと分からないことだと思いますので、動かしていただいて、ずーっと言っている話ですね。今回両罰規定は盛り込まれていないけれども、お店のほうにもしっかりと注意喚起をしていただくというところにも、大変だとは思いますが、力を割いて。ただ、ちょっとチェーン店が大分、引いてき始めているので、また状況も変わってくるのかなと思うんですが、この厳しい情勢ですが、この際、一挙になくしていただいてと思いますので。私もこんなときですけど、行けるときは一緒に伺って、歩きたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

他に。

○ 諸岡 覚委員

この客引きの、こういうのを禁止することによって、お店の売上げというのはどんな感じになるものなんですか、影響というのは。そういうのというのは調査はされたことはあるんですか。例えば、例えばですよ、一晩に20万売り上げておったお店が、この条例ができてから、あるいは追加になって、大体、マイナス5万ぐらい食らうんだとか、そういう売上げに対する影響力というのは、どれぐらいあるという調査とかは、結果とか、あるんですかね。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課、宮原です。

調査等を行ったことはないんですけども、例えば、パブリックコメント等を行った際に、居酒屋等を経営されている方から個人で営業されている居酒屋等につきましては、客引きを雇っていないとか、そういうような居酒屋の店主におかれましては、こういうような規制をしていただいて、本来ならばうちに来るお客さんがどこかに取られることが

ないので、条例を制定してほしいという、そういうご意見はパブリックコメント等でいただいておりますけれども、調査等は行ったことはございません。ですので、どれぐらいの影響があるかというのは、正直なところ、数字で持っているわけではございません。

○ 諸岡 覚委員

もともと客引きを行っていなかった店は、それはトータルでしたらプラスになると思うんですよ。ただ、もともと客引きを主力に営業しておったお店なんかにしてみると、どれぐらいマイナスがあるのかなと思って。私は別に、うまく言えないんだけど、悪質なものはあかんと思うけれども、いわゆるちゃんとしたまともな客引きというのも多分おったと思うんですよ、これまでもね。私は別にこれに反対するものではないんだけど、真面目にやっておった客引き、真面目な客引きという言葉が適切かどうか分からんけれども、ちゃんと適正な常識を踏まえた客引きをやっておったところにしてみると、ちょっと気の毒な条例なのかなというのは、内心ちらっと思っておったりするんですよ。別に、だからといって、これがあかんというつもりは全くなく、これはトータルとしてよかったものだと思いますけれどもね。結構です。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

他に。

○ 中川雅晶委員

口頭指導、それから勧告、中止命令、中止命令を出せば、この過料5万円以下を支払ってもらおうというふうになってくるんですけど、これ、口頭指導、勧告、それから中止命令というのは、これ、実際は誰がされるんですか。

○ 宮原市民協働安全課長

今回、新たに追加いたしました規制につきましては、市条例で規制しておりますので、市でもって、過ち料ですもので、行政罰として市が科すものとなっておりますので、市の職員、適正化指導員が行うこととなります。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

口頭指導もどこかからそういう事案が散見されたりとか、パトロールをされている方から受けてとか、その場で口頭指導はできるのかもしれないですけど、店を特定して勧告をし、最終的にそれでも応じない場合に中止命令という形になってくるんだと思うんですけど、段階的に、市の中でどういう段階を踏んで、最終的に中止命令を出してとか、勧告の段階においても誰がするのかというのは非常に、先ほど言ったように、科料がないところになると、やっぱり市の職員がやらなきゃいけないとなってくると、おとなしい相手だったら、それはそんなに問題ないかもしれないですけども、中にはどんなやからがいるかも分からないとかとなると、その辺も十分に安全対策も講じた上でやっていかなきゃいけないとは思いますが、そういうのもちゃんと、これもやってみなきゃ分からないというのか、ある程度ちゃんと準備して、連携体制を取って、安全対策を取ってやっていくのかと、その辺の体制とかというのはどうなのかなというところをお伺いしたいなど。

○ 宮原市民協働安全課長

今、中川委員がおっしゃられたとおり、やはりいろんな、どのような方がいらっしゃるかわかりませんので、この辺りにつきましては、適正化指導員と十分に段階を踏んで、十分調整を行った上で、4月1日を迎えたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

市条例における行政処分のような形の過料になっていくという法律立てになっているのであれば、警察がどこまで介入できるかというのはなかなか難しいかもしれないですけども、十分に連携を取っていただいて、事故のないようにしていただきたいなと思いますし、これじゃなくても、例えば、威嚇であったりとか、暴力行為があれば、別の案件で引っ張れるとかというのもあると思うので、その辺も十分警察と連携した上で、安全対策を講じてやっていただくようお願いだけしておきます。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

他に。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見もご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

それでは、理事者の皆さんはご退席ください。お疲れさまでした。

それでは、その他の3の項目、所管事務調査報告書案について、会議用システムファイルの08休会中（12月～2月）、06産業生活常任委員会、010所管事務調査報告書案、産業の創出と活性化について。

それでは、所管事務調査報告書案について取り扱ってまいります。

報告書のまとめ方についての説明を事務局に求めます。

○ 伊藤議会事務局主事

事務局、伊藤でございます。

今回、中長期テーマ、産業の創出・活性化についての所管事務調査を提示させていただいております。産業創出・活性化についての所管事務調査は、これまで3回実施しております。産業創出・活性化についての所管事務調査は、これまで3回実施しております。昨年12月定例会議の委員会において、このテーマについては実施済みの調査内容でまとめていくというようなことをご確認をいただいております。

また、まとめ方については、特に今のところ、委員会としてご確認をいただいているところですので、今のところ、正副委員長の案としましては、従来の所管事務調査の報告書の構成を基本的には踏襲をした形ということにしております。

一番後ろのほうに、今回、紙でも印刷させていただいておるんですけども、内容として、まず、冒頭のほうに調査テーマについてということで、このテーマを選んだ選定理由というところを若干書かせていただいた後に、あとは、もうその回数ごとに単発の所管事務調査と、基本的には同じような構成で各回を記載させていただきまして、最後のテーマの後ろ、29ページに当たるんですけども、そちらのほうとして、テーマ全体の総括の内容というのを記載させていただいたというような内容になっております。そういうような形となっております。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

具体的な内容の確認には期間を設けたいと思いますが、まとめ方についてはこの場でご確認をいただきたいと思います。

ご発言のある方は、挙手にて発言願います。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

では、まとめ方は原案のとおりとさせていただきます。具体的な内容につきましては、1月29日金曜日までを確認期間といたしますので、ご意見がありましたら、事務局へお伝えください。

本日の会議はこれにて終了となります。お疲れさまでした。

14：00閉議